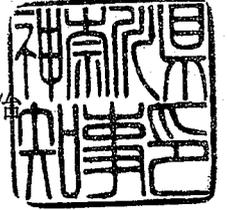




政総第 1432 号
令和 4 年 10 月 13 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について (回答)

令和 4 年 9 月 26 日付け神議第 1537 号をもって送付のありました北井宏昭議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第二グループ 土井

内線 3026

答 弁 書

福祉政策の充実について

【条例（案）～当事者目線の障害福祉推進に直結する環境整備について】

意思決定支援とは、障がい当事者が、自らの意思を反映した社会生活を送るために必要な自己決定を支援するものであり、当事者目線の障がい福祉の実現に向け大変重要な取組です。

この意思決定支援にあたっては、例えば、障がい者本人に対し、相談支援専門員や施設の支援者で構成するチームが繰り返しアセスメントすることや、本人とのコミュニケーションを密にすることで、良好な関係性を構築し、意思の表出をしやすくすることなど、丁寧な支援が求められます。

県では、施設への専門アドバイザーの派遣や、支援者向けの研修の実施などにより、支援者の意思決定支援の技術向上を図っています。

こうした意思決定支援を含めた障害福祉サービスの人員配置基準は、国において審議会等による検討を踏まえサービス提供に必要な人員数等を定めており、都道府県等が基準条例を定めるに当たっては従うべき基準とされていますので、県独自で人員基準を定めることは難しいと考えています。

【さらなる処遇改善の拡大について】

介護・障がい福祉の現場で働く方々の待遇は、他業種に比べるとまだ十分とは言えず、より一層の改善が必要と考えています。

県としては、サービス報酬に上乘せする「処遇改善加算」を事業所が取得できるようにすることが重要と考え、加算取得のためのセミナー開催など取組を進めていますが、加算取得の事務作業が煩雑などの理由で、まだ取得できていない事業所もあります。

今後は、県の障がい福祉計画や高齢者保健福祉計画に処遇改善加算の取得率を目標として設定し、進捗状況を管理するとともに、事業所の個別訪問による取得支援を強化し、全ての事業所の加算取得を促進していきたいと考えています。

また、介護・障害福祉サービスの報酬は、国が定める公定価格を基本としていることから、報酬そのものの更なる引上げなどを国に要望していきます。

【コロナ対策～入所施設への人的支援について】

県では、令和2年度より、新型コロナウイルスの感染者が発生した、もしくは感染者等を受け入れた社会福祉施設等が、その機能を維持できるよう、職員の派遣に協力いただける施設や法人を募り、感染施設への応援職員の派遣調整を行う事業を実施してきました。

現在、派遣に協力いただける方として、高齢分野で36法人、119名、障害分野で21法人、63名の登録をいただいております。派遣の実績といたしましては、今日までに45名の方に、延べ121日の派遣にご協力いただきました。

この事業を行うにあたっては、研修の拡充や、傷害保険への加入、連絡調整体制の整備などの改善に努めてきました。

今年7月から第7波で感染が急拡大した際の課題も踏まえ、今後も感染状況を注視しながら、感染者が発生した施設等において入所者の生活が継続できるよう、支援策を検討していきます。

【コロナ対策～入所施設への財政および物的支援について】

新型コロナウイルス感染防止対策や物価高騰により、運営がひっ迫している福祉施設等への支援については、全国共通であり、本来、国が公定価格の改定等によって支援すべきと考えますが、その実現には一定の時間を要します。

そこで、本県としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県内で障害福祉サービス等を提供する全ての事業所を対象に、事業所の負担増となっている食材費、光熱費、燃料費について支援金を支給します。具体的な支給額としては、入所施設等に対しては定員1名あたり3万円となります。

本来こうした支援は、公定価格の改定により、統一的、継続的に対応されるべきであり、国に対しては、引き続き機会をとらえて働きかけていきます。

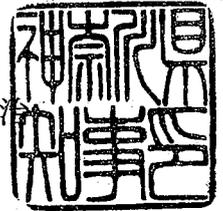
なお、すでに終了した感染防御設備導入費用の支援については、再開する予定はありません。



政総第 1432 号
令和 4 年 10 月 13 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について (回答)

令和 4 年 9 月 26 日付け神議第 1537 号をもって送付のありました さとう知
一議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室
企画調整第二グループ 土井
内線 3026

答 弁 書

1 新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業の実施について

PCR等検査無料化事業では、現在、771か所の検査場において無料検査を実施いただいています。

このPCR等検査無料化事業のうち、「感染拡大傾向時の一般検査事業」は感染不安を感じる県民の皆様によく活用いただいております。感染状況がレベル2相当以上で、都道府県知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく要請として実施を判断することとされ、本県においては現在も実施を継続しているところです。

本事業では、早期の支払いを行う概算払いを選択することも可能ですが、事業計画や実績報告の提出等に係る事業者の負担を最小限にするため、特に申し出のない場合は、事業実施期間を通算した補助金交付申請を提出いただき、数か月分をまとめて支払う方法をとってきました。

しかし、本事業は国の方針や感染状況により事業期間の延長を繰り返しており、事業が完了しないために、支払時期が予定より遅くなることで、却って事業者の方へ負担をかけることとなりました。

そこで、県では支払方法を見直し、ひとまず6月までの検査実績に対する支払いを希望する事業者については、9月中に支払い手続きを完了することとしました。

また、7、8月分については、現在、事業者に対して補助金交付申請の提出をお願いしているところであり、順次支払いをしていきます。

今後は、事業者の皆様により安心して検査事業を実施していただけるよう、検査費用の支払い手続きの更なる効率化に努めるとともに、こうした手続きの状況についてもしっかりと説明してまいります。

2 療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）の発行について

県では、新型コロナウイルス感染症に感染し、県所管域の自宅・宿泊療養者及び自主療養届出制度を利用された療養者（以下「自主療養者」という。）に対して、保険金請求等のために必要な場合は療養証明書を発行しています。

これまで、療養証明書の発行事務の効率化のため、申請内容と療養記録の突合作業のシステム化を行うなどの取組を進めてきました。

しかしながら、今年3月から発行を開始した自主療養者の療養証明書は、県内全域全てを県が発行しています。そのため、県の事務負担が増大し、特に、自主療養者が新規感染者の約4割にも達した今夏の第7波においては、療養証明書の発行に大きな遅れが生じました。

このため、8月下旬から、療養証明書の発行業務を外部に委託して処理の迅速化を図るとともに、8月26日から、国が運用するMy HER-SYSと連携し、オンラインで療養証明書を即時発行する仕組みも開始し、発熱診療等医療機関で配布するチラシや県ホームページ、療養者へ送信するSMS等で周知に努めてきました。

現時点で、徐々に申請から発行までの期間は短縮されており、約半数は1か月程度で発行しています。こうした取組により、今後、さらに発行までの期間を短縮できるように努めてまいります。

3 今後のベトナムとの交流事業について

ベトナムは近年、目覚ましい経済成長を遂げており、日本にとってもベトナムは重要なパートナーとなっています。本県では、2015年から「ベトナムフェスタ in 神奈川」を開催するとともに、2018年からは「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI」を開催するなど、他の自治体に先駆けて、経済や文化など様々な分野でベトナムとの交流を深めてきました。

また、チョン書記長や国家主席、首相をはじめ、多くの中央政府首脳と会談をし、信頼関係を構築してきました。

コロナ禍においても、ベトナムは経済成長を続けており、また、県内に在住するベトナムの方も年々増加し、県内の外国人数としては、2番目に多くなるなど、ベトナムとの交流の重要性はますます高まっています。

そこで、コロナ禍の2年間においては、「ベトナムフェスタ in 神奈川」などの大規模なイベントは実施できない中でも、商業施設やサービスエリアでのパネル展やオンラインイベントでの交流などを行ってきました。そして、今年9月には、新型コロナウイルス感染症への対策をしっかりと行った上で、「ベトナムフェスタ in 神奈川 2022」を3年ぶりに開催しました。ベトナム政府や多くの企業等からの協力・協賛を受けて、ベトナムの伝統芸能や食、文化など様々な企画が行われ、日本の方だけでなく、多くのベトナムの方にも来場いただき、ベトナムとの交流を更に深める貴重な機会となりました。

今後の交流事業としては、まず、「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI」を3年ぶりに再開することで、神奈川県魅力をベトナム現地で発信し、神奈川県知名度の向上や交流の促進を図っていきます。また、今回の「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI」では、ベトナムとの将来にわたる関係強化を目指し、若者世代の交流を強化するため、新たに「若者交流プログラム」を実施します。

来年は日越外交関係樹立50周年を迎えます。県としては、ベトナムと神奈川県両地域の将来にわたる持続可能な発展に向け、これまでの交流で培ってきたベトナムとの深い絆を活かして、今後も積極的にベトナムとの交流を促進してまいります。